

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱

(総則)

第1条 新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金の交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同上第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないものとする。

- (1) 新潟市が放課後児童健全育成事業を委託している者
- (2) 新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けている者
- (3) 当該年度中又は翌年度4月1日に前2号に該当することが確実であると見込まれる者

(目的)

第3条 この要綱は、新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号。以下「条例」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、民設放課後児童クラブが実施する既存の施設の改修や、必要な設備の整備などの環境整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、放課後児童健全育成事業の設置促進を図るとともに、利用を希望する児童全員の受け皿を確保することを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、放課後児童クラブの施設整備に係る経費であって、次に掲げるものとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる施設の建設、既存施設の改修、設備の整備・修繕及び単価10万円以上の備品（以下「備品」という。）の購入
- (2) 既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、児童数の増加に伴い、必要となる施設の建設、既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入

(補助金の額及び補助金の算定)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 算定した補助金の額に千円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

- (1) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な施設整備については、一の放課後児童クラブにつき1回限りとすること。ただし、新潟市放課後児童健全育成事

業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号。以下「条例」という。）第9条第1項及び第2項並びに第10条第4項の基準を満たすための施設整備については、この限りではない。

(2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は本補助金の対象とならない。ただし、新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号。以下「条例」という。）第9条第1項及び第2項並びに第10条第4項の基準を満たすための施設整備については、この限りではない。

(3) 補助対象者は、補助対象経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(4) 補助対象者は、補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(5) 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(6) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業内容調書（別紙2）
- (3) 児童募集計画等調書（別紙3）
- (4) その他必要な書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第3号又は第4号の規定による補助対象経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更の承認申請は、別記第3号様式によるものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 第6条第5号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認申請は、別記様式第4号によるものとし、補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 補助事業者は、第6条第6号の規定による市長の報告を、別記第5号様式により行わなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の進行及び支出の状況について、市長の要求があった場合は、別記第6号様式による状況報告書を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、必要があると認められる場合は、概算払により補助金の交付をすることができる。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による報告は、実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書(別紙4)

(2) その他必要な書類

(額の確定等)

第15条 市長、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、その旨を文書(別記様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、返還を命ずることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助限度額	対象経費	補助率
施設整備	700万円	施設の建設、既存施設の改修 設備の整備・修繕 備品の購入	3/4
設備整備	100万円	設備の整備・修繕 備品の購入	

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地

設置者

代表者名

クラブ名

印

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付申請書

年度民設放課後児童クラブ施設整備費補助金について、新潟市補助金等交付規則及び新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費	円
2 補助基準額	円
3 補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 事業内容調書（別紙2）
- 3 児童募集計画等調書（別紙3）
- 4 その他必要な書類

事業計画書

クラブ名 _____

1 施設の整備, 改修

(1) 事業費等

構造	全体事業計画			補助対象事業計画		参考		
	実施工事面積 A	総工事費 B	実施工事単価 B/A=C	補助対象面積 D	補助対象経費 C*D=E	専用区画 (工事後) F	定員 (工事後) G	1人当たり 面積(工事後) F/G=H
	㎡	円	円	㎡	円	㎡	人	㎡

(2) 工期

着工(予定) _____ 年 月 日

完了(予定) _____ 年 月 日

2 設備の整備, 修繕

工事内容	総工事費 A	補助対象経費 B	工期	
			着工(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
	円	円		
計				

3 備品の購入

品名	数量 A	単価 B	補助対象経費 A*B=C	納品(予定) 年月日
	個	円	円	
計				

4 合計(1+2+3)

総事業費	補助対象経費 (補助基準額)	交付申請額
円	円	円

(注) 1 「交付申請額」欄には、補助対象経費の総額と補助金交付別表に定める補助限度額とのいずれか低い額を記入すること。

2 「単価」については1円未満を、「補助対象経費」及び「交付申請額」については、1,000円未満をそれぞれ切り捨てること。

事業内容調書

クラブ名 _____

1 補助対象面積計算書

構造	建築年度	現有面積 A	取壊し等 面積 B	保有面積 A-B=C	実施工事面積 D	完了後の面積 C+D=E	補助対象面積 E-C=F
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計							

(注) 「取壊し等面積」欄には、事業に伴い取り壊すなど最終的に使用しないこととなる建物の面積を記入すること。

2 整備事業の概要

(注) 事業の概要、整備理由等について記入し、必要に応じて参考資料を添付すること。

児童募集計画等調書

クラブ名 _____

1 児童数及び支援の単位数の現状

支援の単位	利用定員			実児童数		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
計						

(注) 運営規程で定める利用定員及び事業年度の5月1日現在の児童数を記入すること。

2 今後の児童募集計画

	年度	年度	年度	年度	年度
低学年					
高学年					
計					

(注) 事業実施年度以降の児童募集計画について記入すること。

別記様式第2号（第8条関係）

(文書番号)

年 月 日

(あて先)

新潟市長

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金については、新潟市補助金等交付規則により、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 補助事業の名称 | 新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金 |
| 2 交付決定額（不交付の理由） | |
| 3 交付条件 | |
| 4 支払日（概算払） | 年 月 日 円 |
| 5 補助事業の目的・内容 | 交付申請書のとおり |

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地
設置者
代表者名
クラブ名

印

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金変更申請書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業について、次のとおり変更したいので、新潟市補助金等交付規則により、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金 |
| 2 | 変更の内容 | |
| 3 | 変更の理由 | |
| 4 | 変更予定年月日 | |

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地
設置者
代表者名
クラブ名

印

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金（中止・廃止）申請書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業について、次のとおり（中止・廃止）したいので、新潟市補助金等交付規則により、下記のとおり申請します。

記

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 補助事業の名称 | 新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金 |
| 2 変更の内容 | |
| 3 （中止・廃止）の理由 | |
| 4 （中止・廃止）予定年月日 | |

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地
設置者
代表者名
クラブ名

印

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金事業事故状況報告書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業について、下記理由により予定期間内に完了できないと見込まれているので（事業の遂行が困難となっていたので）別紙のとおり、報告します。

記

理由

別記様式第6号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地
設置者
代表者名
クラブ名

印

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金実施状況報告書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業の実施状況について、別紙のとおり報告します。

記

理由

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地
設置者
代表者名
クラブ名

印

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業が完了（を廃止）したので、
新潟市補助金等交付規則により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
- 6 添付書類
(1)事業報告書（別紙4）
(2)工事完了報告書
(3)領収書,納品書

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金

事業報告書

クラブ名 _____

1 施設の整備, 改修

(1) 事業費等

構造	全体事業計画			補助対象事業計画		参考		
	実施工事面積 A	総工事費 B	実施工事単価 B/A=C	補助対象面積 D	補助対象経費 C*D=E	専用区画 (工事後) F	定員 (工事後) G	1人当たり 面積(工事後) F/G=H
	m ²	円	円	m ²	円	m ²	人	m ²

(2) 工期

着工 _____ 年 _____ 月 _____ 日

完了 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 設備の整備, 修繕

工事内容	総工事費 A 円	補助対象経費 B 円	工期	
			着工年月日	完了年月日
計				

3 備品の購入

品名	数量 A	単価 B 円	補助対象経費 A*B=C 円	納品年月日
	個			
計				

4 合計 (1 + 2 + 3)

総事業費	補助対象経費 (補助基準額)	交付申請額

(注) 1 「交付申請額」欄には、補助対象経費の総額と補助金交付別表に定める補助限度額とのいずれか低い額を記入すること。

2 「単価」については1円未満を、「補助対象経費」及び「交付申請額」については、1,000円未満をそれぞれ切り捨てること。

(あて先)

新潟市長

新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する新潟市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金について、新潟市補助金等交付規則により、次のとおり確定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済額
- 3 確定額